

相続ニュース

Vol.0133

2017年3月6日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

特別受益があった場合

はじめに

特別受益とは、相続人の中に被相続人から生前に贈与を受けた者や遺贈を受けた者が得た利益のことです。

特別受益が、相続の場で問題になるのは、特別受益の多寡にあることが多いです。

遺産分割協議の争点は、共同相続人間における被相続人からの生前の贈与の不公平感にあるところが多いからです。

未分割の場合の特別受益の計算

遺産分割協議においてこの特別受益が争点となっている場合、たいてい協議そのものが紛糾しておりますので未分割で申告をするケースも出てきます。結局、特別受益の総額は、遺産分割協議がまとまらなないと確定しないということになります。

この場合、未分割で申告をするということになります。当面、特別受益として確定できるものとして、相続時精算課税や暦年課税における贈与申告などの金額は、客観的な数字として算定できません。これらの贈与は、みなし相続財産として未分割財産の計算に反映させます。

具体的な計算方法

具体的な計算方法は次のように行います。

- ① 総遺産価額に贈与財産の価額を加算します。

このときの贈与財産の価額は、贈与を受けた時の価額ではなく、相続開始の時の価額であることに留意してください。

- ② ①で計算した価額に法定相続割合を乗じて、各人の取得すべき価額を算出して、①で加算した贈与財産の価額を減算します。
- ③ ②で計算した価額に相続開始まえ3年以内の贈与財産の価額及び相続時精算課税適用財産の価額を加算します。

具体例

具体的な例を挙げて説明をします。例えば、相続開始5年前に土地2,000万の贈与を受けたAが、相続時精算課税にて申告をしています。相続開始時の時価は、2,500万です。また、相続開始2年前に現金1,000万受贈を受けたBが、暦年贈与として贈与申告をしたケースで上記の説明をします。

特別受益の計算として、土地2,000万（精算課税適用のため贈与時の価額）と現金1,000万円が、総財産及び各人が受けた財産の価額に加算されるという事になります。

おわりに

今回のケースでは、分かりやすいように相続時精算課税や暦年贈与による贈与申告があった場合の例を挙げましたが、実際は、客観的な特別受益の金額を見積もることが困難なケースがほとんどです。特別受益は、争族の典型例の一つなのでご注意ください。